京都会館再整備計画
問題点まとめ

2012年 8月26日（日） 於 京都市国際交流会館

京都会館再整備をじっくり考える会 西本裕美

(1) プロセスの問題

- これまでの10年間の検討と、いきなり違う結論が出る。
- 保存／一部増築でニーズ・耐震補強対応OK → 建替え
- その結論が、公の議論を全く経由していない。
- 専門家や関係者が検討に入っていない、彼らと違う結論
- 勝手に、誰も要望していないニーズ（世界水準の総合舞台芸術）を持ち出す
- ネーミングライツの非公開契約
- 嘘・誤読を誘う文章によるパブコメ、一方通告の説明

- ひたすら排除のためのプロセス

(2) 計画がおかしい

- 舞台高さだけでは世界水準の総合舞台芸術は出来ない（公に説明されたことが嘘である）
- 対応可能なプログラムが変わらないのに経費が倍近く（旧プラン60億円→110億円以上）
- 舞台高さの見積り方がおかしい（プロセニアムと幕の見切れ関係）（奥舞台・袖舞台がないのに高さだけ最大級）
- 高さだけ追求、他が釣り合っていない、バランスが悪い
- 敷地に要求が釣り合っていない。ホワイエや動線にしわ寄せ→貧弱な幕間時間、ホールとしての格が低い。

- 「排除のプロセス」で作られたからおかしくなる

(3) 失うもの多く、得るものが少ない

失うもの	得るもの（改修旧プラン比）
良好な景観 貴重な建築物 集会場として最適な、開かれたスペース 歴史と立地上の必要性が作り上げた個性 110億円の建築費用 今後の財政的負担	耐震性→改修で対応可 オリコン30位が来る？→改修で対応可 中規模のオペラ・バレエ→改修で対応可 舞台の搬入・搬出→改修で対応可 しいて言えば、リハ室？
（得ると言ってるけど得られないもの） 世界水準の舞台芸術が上演可能	

(4) 当事者不在・無責任構造

- 来日公演のため→当事者がいない
- 貸し館→主体がいない
- 文句を言う人がいない
- ホール機能や将来の収支を本気でチェックする人が誰もいない

- 京都の関係者：自分達のためと言われたわけでもないのに口出し出来ない
- 遠方の関係者：地元の人が声を上げていないのに自分達が口を出すわけにはいかない
- 長年の使用者（改修は望むが、そんな大きな箱は？）（でも改修のチャンスは逃したくない→反対出来ない）

(5) 嘘と誤魔化しの委員会制度

- 「建物価値は委員会を作ってちゃんと守る」
- 委員会は建物価値を守れない前提からスタート
- 都合の悪いことは議事録に載せない、指摘しても載せない
- 委員の大半が一致した見解であっても無視
- 最終まとめは市の担当者が入って骨抜きにする
- 二枚舌 { 京都市：ロームとの契約で舞台規模が要る
ローム：ロームは要求していない
- 委員会は設置することに意義があり、意見は期待しない（口実としての委員会）
- 開催さえすれば監査・裁判はパス出来る制度

(6) 将来の見通しがない

- 建築後の予算（増額）の見通しが全くない
- 議会で請求されると「文化行政は収支を考えてやるものではない」
  - 赤字自治体の発想ではない
  - 教育／福祉／医療／行政全般に適用可能なロジック、全分野この調子でやったら・・・？
- 60億円で済むものを110億円→市債
- 過剰な舞台＝維持管理費の増大
- 運営費に充てるネーミングライツが先に使い尽くされて借金からスタート

(7) 高さ規制を巡って

- 一人地区計画
- 地権者全員の「合意」があれば変更出来るという制度を、地権者一人の土地に対して使う
- 同じ手法を、企業の所有地に対して使い、規制緩和
  - 島津所有地にて進行中
- 高さ規制以外にも二重三重に規制がある。本来の法趣旨からは出来ないプラン。それを相次ぐ細かい迷路のような改正で抜け穴を作り、無理矢理通している。
- ここまでして、京都会館で高さを緩和したい意図・背景が分からない
- 公的な名目で前例を作る・今後の事例への批判を交わす?
- 今後の事例への懸念、特に岡崎ゾーンは要注意
- このような事例が相次げば、真面目に規制を守る市民達が馬鹿らしくなり、高さ・景観の規制自体が骨抜きにされる惧れ

(8) チェック機能が機能しない監査委員会

- 監査委員の半分が市長の指名
- 結論先にありきで、どんな言い方をしたらその結論を支持出来るか作文するのが常態化している
- 今回の作文：文化行政の問題（価値ある建築物をどうするか、音楽ホールの計画として妥当か）は監査の管轄外。どんなときに地財法に引っかかるかというと、出来た建物が違法で建築後に修正で出費する場合。今回は建築後に違法になる見込みがない。
- （このロジックでは合理性のない計画・無駄に多額な工事、全て肯定される）

(9) チェック機能が機能しない行政裁判

- 行政訴訟は仮処分の禁止（H23年改正）
  - 解体の訴えは、解体が決まってからでないと提訴出来ない
  - 解体の蓋然性は、解体予算が付いてから
  - 裁判はどんなに急いでも半年はかかる、仮処分使えない
  - その前に監査請求も経由（結果まで60日間）
  - 3月の予算成立で、9月からの解体スケジュールでは、絶対に止められない
- 最初から止められない制度、行政訴訟制度は実質機能しない
- 出世で裁判官を縛って体制支持の判決を出させる運用
- 嘘が通る、言う側が行政であればそのまま認める（公害・薬害系の裁判で多数の犠牲者を出しつつ改まらなかった理由）
- このような制度・運用に変える動きが常にあるのが実態

(10) メンテナンス抜きで建替え

- 50年間ほとんどメンテされず放置
- ボロい、しょぼい、音響悪い
- どうせなら新築
- 過大な借金
- 金がないから放置
- →以下ループ

- 日本の個人住宅が貧弱なループと共通
- 幸せに使える時間が非常に少ない
- 使う人・働く人にも悪影響
- 排除の論理→誇りを持てない、質が低い

最後に

- 集会場としての歴史・開かれた空間
- 吹奏楽関係者からの手紙
- 他にない個性

- 第一ホールは60億円の改修プランで充分
  - 耐震性、オリコン30位のポピュラーミュージックや中規模の舞台芸術は改修で対応可能
  - 集会場としての使いやすさを維持
- 市民利用しやすい第二ホールにもっと注力を
- 集会場としての個性、中庭を中心とした空間を大切に